　　　　　　　矢吹町空き店舗対策事業補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、町内の空き店舗の解消を目指すとともに賑わいの創出を図るため、空き店舗を利用して営業を開始する団体及び個人に対し、矢吹町補助金等の交付に関する規則（昭和５２年矢吹町規則第７号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において「空き店舗」とは、過去に町内において、店舗の用に供していた建物で、この要綱により補助金の交付申請をする日（以下「申請日」という。）に、現に店舗として使用されていないものをいう。ただし、申請日において現に店舗として使用されている建物を現状のまま引き続き使用する場合であっても、当該建物の所有者または借受人と、当該建物を店舗として新たに借り受ける者が異なる場合は、当該建物を空き店舗とみなす。

（補助対象資格）

第３条　この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

（１）町商工会に属し、又は属する予定で商工会の推薦を受けた者。

（２）空き店舗の所有者（前条ただし書の規定に該当する場合、当該空き店舗の直近の借受人を含む。以下この号において同じ。）と同一世帯員若しくは生計を一にする者でないこと、又は空き店舗の所有者の配偶者若しくは一親等の血族及び姻族でないこと。

（３）小売業、飲食サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に定める業種を除く。）、生活関連サービス業(洗濯業、理容業、美容業)、学習支援業を主とする業種として空き店舗を活用する者。ただし、チェーン店(フランチャイズチェーン店を含む)による店舗活用の場合を除く。

（４）補助金の交付を受けようとする者が、直接事業又は営業に携わる

こと。

（５）矢吹町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限に関する要綱（平成２１年矢吹町告示第１５号）第２条第１項に規定する町税等を滞納していない者。

２　その他、町長が町内の賑わい創出に寄与するものとして、特に補助金の交付が適当であると認める商業団体、又は個人。

（補助対象事業及び補助対象経費）

第４条　補助対象事業、対象経費、補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、矢吹町空き店舗対策事業補助金交付申請書（様式第１号）を事業開始の１か月前までに町長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる者に対し、補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　町長は、前項の審査及び調査の結果により補助金を交付することが不適当と認めたときは、速やかに当該申請者に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第７条　前条第１項に規定する補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、空き店舗所有者及び管理者と賃貸借契約締結後、すみやかにその契約を証する書類の写しを町長に提出するものとする。

　（変更承認申請）

第８条　補助対象者が、事業計画について次の各号の一に該当する変更をしようとするときは、変更承認申請書（様式第３号）を遅滞なく町長に提出しなければならない。

（１）事業費を１０分の２以上増額又は減額。

（２）事業内容を大幅に変更するとき。

（３）事業を中止するとき。

（４）事業実施時期を変更するとき。

（実績報告）

第９条　事業が完了したときから、１５日以内に矢吹町空き店舗対策事業実績報告書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の確定等）

第１０条　前条の報告を受けた場合における補助金の確定等並びに交付請求及び補助金の返還命令等の手続きについては、矢吹町補助金交付要綱（昭和５３年矢吹町告示第２３号）の規定を準用する。

（その他）

第１１条　この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、公布の日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和５年６月１日から施行する。

　別表（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象事業 | 対象経費 | 補助金の額 |
| 町内の空き店舗を賑わいの創出のための店舗として使用し、事業を営む場合。 | 当該空き店舗の月々の家賃及び土地使用料(敷金、仲介手数料等賃貸契約に関する諸費用を除く。)のうち出店をした月の翌月から36月間（第２条ただし書きの規定に該当する場合にあっては、24月間）の家賃及び土地使用料 | 当該空き店舗の月々の家賃及び土地使用料の合計額に２分の１を乗じて得た額（月当たり50,000円を上限）とする。ただし町の創業支援事業計画に基づき、町からの証明書が交付された創業者については５分の３を乗じて得た額（月当たり100,000円を上限）とする。 |

備考１　国、県等の補助金の交付を受ける場合は、国、県等の補助金額を除いた金額にそれぞれの補助率を適用し、限度額以内の金額を補助する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

　矢吹町長　　　　　　様

住　所

企業名（店名）

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号　　　　（　　）

**矢吹町空き店舗対策事業補助金交付申請書**

矢吹町空き店舗対策事業補助金の交付を受けたいので、矢吹町空き店舗対策事業補助金交付要綱第５条第１項の規定に基づき、次のとおり申請いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| １　対象店舗の所在地 | 矢吹町 |
| ２　補助金申請額  　　（計算書） | 家賃及び土地使用料補助  　　　月額　　　　　　　　　　　　　円 |
| ３　開店業種 | 小売業、飲食サービス業、学習支援業  生活関連サービス業(洗濯業、理容業、美容業), |
| ４　事業の内容 |  |
| ５　出店予定日 | 年　　月　　日 |
| 備　　考 |  |

＊添付書類

（１）既存会社(商店)概要及び決算書、既存法人については登記事項証明

及び決算書を各1部　（創業者においては、出店概要書）

（２）商工会からの推薦書

（３）町税等納入状況確認同意書及び所在地が町外の申請者は納税証明書

（４）事業計画、経費内訳等の具体的な資料

（５）店舗写真

（６）その他町長が必要と認める書類

様式第２号（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

矢吹町長

**補　助　金　交　付　決　定　通　知　書**

　年　月　　日付けをもって申請のあった矢吹町空き店舗対策事業補助金交付については、下記のとおり決定したので、矢吹町空き店舗対策事業補助金交付要綱第６条第１項の規定に基づき通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　申請者住所（所在地） | 矢吹町 |
| ２　氏名又は名称及び  代表者氏名 |  |
| ３　補助金交付決定額 | 円 |
| ４　補助金の種類 | 家賃及び土地使用料補助 |
| ５　補助条件 |  |

（１）補助事業の内容を変更又は中止する場合においては、町長の承認を受けること。

（２）矢吹町空き店舗対策事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

様式第３号（第８条関係）

年　　月　　日

　矢吹町長　　　　　　様

住　所

企業名（店名）

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号　　　　　　（　　）

**変　更　承　認　申　請　書**

　　年　　月　　日付け　　　第　　　号により交付決定を受けた、矢吹町空き店舗対策事業の内容を下記のとおり変更したいので、矢吹町空き店舗対策事業補助金交付要綱第８条の規定に基づき申請いたします。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変　更　前 | 変　更　後 |
| 補助対象事業費 | 円 | 円 |
| 補助金交付申請額 | 円 | 円 |
| 事業概要 |  |  |

＊添付書類は補助金交付申請書に準じて提出してください。

様式第４号（第９条関係）

年　　月　　日

　矢吹町長　　　　　　様

住　所

企業名(店名)

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号　　　　　　（　　）

**矢吹町空き店舗対策事業実績報告書**

　　年　　月　　日付け　　　第　　　号により交付決定をうけた矢吹町空き店舗対策事業について、矢吹町空き店舗対策事業補助金交付要綱第９条の規定に基づき別紙関係書類を添え報告いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　対象店舗の所在地 | 矢吹町 |
| ２　補助金額 | 円 |
| ３　補助の種類 | 家賃及び土地使用料補助 |
| ４　家賃・土地使用料 | 家賃　　　　　　　　　　　　　　　　円  土地使用料　　　　　　　　　　　　　円  計　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| ５　家賃支払期間  土地使用料支払期間 | 年　月　日　から　　　年　月　日    　年　月　日　から　　　年　月　日 |
| 備考 |  |

＊添付書類

　家賃・土地使用料支払い領収書（写）（補助該当期間分）